

「第10回 東京都特別支援学校 アートプロジェクト展」 募集要項

東京都教育委員会

1 開催趣旨

都立特別支援学校、区立特別支援学校、都内に所在する大学附属特別支援学校及び私立特別支援学校（以下「東京都特別支援学校」という。）に在籍する児童・生徒の「得意」を伸ばす取組として、児童・生徒が制作した優れた作品を募集し、「第10回 東京都特別支援学校 アートプロジェクト展」（以下「アートプロジェクト展」という。）を開催することにより、芸術に優れた才能を有する児童・生徒を発掘し、その作品を発表する機会を設けるとともに、広く都民に対して障害者に対する理解を促進する。

2 主催

東京都教育委員会

3 事務局

事務局は、東京都教育庁指導部特別支援教育指導課に置く。

4 開催期間

令和8年1月7日（水）から1月16日（金）まで（予定）

5 会場

東京藝術大学大学美術館 陳列館

〒110-8714 東京都台東区上野公園 12-8

J R 山手線・京浜東北線 上野駅・鶯谷駅 から徒歩10分

東京メトロ銀座線・日比谷線 上野駅 から徒歩15分

千代田線 根津駅 から徒歩10分

京成電鉄 京成上野駅 から徒歩15分

都営バス 上26系統(亀戸⇄上野公園)谷中バス停 から徒歩3分

台東区循環バス 東西めぐりん5-1 東京藝術大学バス停 下車すぐ

6 応募資格

東京都特別支援学校に現在在籍している児童・生徒（幼児を除く）

7 応募規定

(1) 展示形式及び規格制限

分類 1	分類 2	規格制限	
平面	平面作品 (絵画、版画、コラージュ、デザイン等)	大きさ	縦 61×横 61cm 以内、厚み 50 cm 以内に収まっていれば、どのようなサイズでも可とする。 なお、額と一体となっている作品については、額の外形のサイズが上記の規格以内のものとする。 例：F12 号キャンバス 50×60.6cm 四つ切画用紙 39.2×54.2cm A2 サイズ 42×59.4cm B3 サイズ 36.4×51.5cm
	半立体作品 (彫刻、工芸、工作等)	材料等	絵具、紙、プラスチック、粘土、陶、木その他の素材等、どのようなものでも可とする。
	写真 (単写真、組写真)	大きさ	額のない状態で縦 61cm×横 61cm 以内に収まっていれば、どのようなサイズでも可とする。 何枚かの写真による組写真の場合は、全体のサイズが上記の規格以内のものとする。
		形式等	カラー、モノクロのどちらで可とする。また、コラージュ等の画像加工を使用しても可とする。
	書 (毛筆、硬筆、色紙、絵手紙等)	大きさ	縦 61cm×横 61cm 以内、又は、半切サイズ 136×35cm (4.5cm×1.15 尺) であれば、どのようなサイズでも可とする。縦横自由とする。
		材料等	紙に墨等で文字を書いた表現を中心としたものとする。その他の材料を併せて使用しても可とする。
立体	立体作品 (彫刻、工芸、工作等) ※台に展示するか、床に置いて展示するかは、作品の大きさ等に基づいて、主催者が出品者と相談の上判断する。	大きさ	縦・横・高さの合計が 120cm 以内であれば、どのようなサイズでも可とする。基本的に自立するものとするが、支えが必要な場合は、支えを含め、実際に展示したときの全体サイズが、上記の規格以内とする。
		材料等	絵具、紙、プラスチック、粘土、陶、木その他の素材等、どのようなものでも可とする。

※ 展示作品は、応募された全ての作品の中から所定の審査を通過した作品とする。

※ 全ての作品について、展示期間中の継続した展示が可能な堅牢さをもち、来場者が仮に触れた場合に危険であると判断されるような材料・形状ではないものとする。

※ 作品の形状、重量又は額装や表装、掛け紐や金具の取付けの可否などにより、展示が著しく困難な作品は審査対象外とする。また展示した時に必要な空間は規定の大きさ内とする。

※ 作品の制作においては、著作権等の知的財産権や、肖像権等の人格権や個人情報への配慮については十分に注意すること。

※ 作品は今年度制作されたものに限らず過去に制作したものでもよい。(就学前の作品は含まない)

※ 作品は個人で制作したものとし、共同作品は対象外とする。

(2) 応募点数

児童・生徒一人が応募できる点数は、一点とする。

8 作品の審査

第一次審査及び第二次審査を行う。

(1) 第一次審査

出品申込書に貼付された「作品を撮影した写真」に基づいて審査する。

第一次審査の結果については、応募方法により当該の学校又は個人へ事務局から令和7年9月中旬頃に連絡する。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した作品の「実物」を実際に見て審査する。

第二次審査の結果については、応募方法により当該の学校又は個人へ事務局から令和7年10月上旬頃に連絡する。

9 第一次審査の応募手続き等

(1) 応募方法

所定の出品申込書を使用する。必要事項を記入の上、額装や表装等を行わずに撮影した作品の写真を貼付し、応募する。

応募の方法は、以下の2種類がある。いずれかの方法により、出品申込書を提出する。ただし、児童・生徒一人が応募できる点数は、一点とする。

ア 学校からの応募

(ア) 「出品申込書（学校応募用）」（様式1-1）を使用して作品ごとに作成し、応募先に郵送又は交換便等で提出する。

(イ) また、学校単位で取りまとめ、「アートプロジェクト展一次申込み一覧」（様式1-2）を作成し、調査統計システムで提出若しくは、事務局に電子メールで提出する。

イ 個人での応募

出品申込書（個人応募用）」（様式2）を使用し、応募先に郵送等で提出する。

(2) 応募締切日

令和7年8月29日（金）【事務局への必着】

(3) 応募先

東京都教育庁指導部特別支援教育指導課 アートプロジェクト展事務局
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎15階南側

(4) 出品申込書の返却

事務局に提出された出品申込書及び写真は返却しない。

10 第二次審査の応募手続き等

(1) 出品に当たっての注意事項

ア 第一次審査通過作品の審査会場への郵送及び搬入方法等については、事務局から第二次審査対象者に別途指示をする。

イ 第二次審査に応募する作品については、額装や表装等を行った作品に応募することができる。その際、額装や表装等に係る費用については学校若しくは自己負担とする。なお、展示の際に事務局が予算の範囲内で額を準備し、額装や軸装を行うことがある。この場合、作品返却の際には、事務局で額装した状態で返却することを原則とする。

ウ 第二次審査に応募する作品のうち、審査の際に組立てが必要な作品については、完成後の写真及び組立て説明図等を必ず添付すること。

エ 第二次審査通過作品の搬入・搬出及び展示は、主催者が行う。

(2) 第二次審査応募作品の返却

第二次審査応募作品（第二次審査を通過した作品を含まない。）は、原則として令和7年度末までに、応募者へ返却する。

11 その他

- （１） 主催者は、作品の保管については、万全の注意をもって取り扱うが、故意あるいは重過失があった場合を除き、不可抗力による作品の損傷に対しては、主催者はその責任を負わない。
- （２） 本アートプロジェクト展への応募に際して応募者から提供を受けた児童・生徒氏名、学校名・障害教育部門・学年、作品名、展示作品及び、主催者が撮影した写真・映像等、これら個人情報等の取扱いについては、出品申込書の提出をもって、下記３点の事項に同意したものとみなす。
 - ア 個人情報等は、本アートプロジェクト展の他、東京都が実施する事業において、特別支援学校の芸術教育推進及び障害者理解啓発に寄与する目的に限って使用すること。
 - イ 個人情報等は、本アートプロジェクト展に係る広報や報告等、東京都特別支援学校アートプロジェクト展公式サイト及び東京都が管理・運営するホームページ等において公表・放映すること。
 - ウ 主催者が撮影した展示作品の写真・映像の著作権は、主催者に帰属すること。